平成２９年（フ）第３７号
香川県観音寺市大野原町青岡654番地１
債務者　近藤　則行
１　決定年月日時　平成30年１月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第１９５０号
福岡市東区奈多１丁目２番19―406号
債務者　伊藤　綾香
１　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０００号
福岡市早良区昭代２丁目１番８―102号
債務者　金丸　浩志
１　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２００２号
福岡県太宰府市朱雀３丁目11番15―306号
債務者　肥山　幹夫
１　決定年月日時　平成30年１月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２００６号
福岡市城南区田島１丁目12番５―203号
債務者　岩本　ゆき
１　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０１４号
福岡市南区向野２丁目６番10号
債務者　藤田　浩一
１　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０３０号
福岡県糟屋郡宇美町宇美５丁目８番22―407号
債務者　桑原　恵子（旧姓東川）
１　決定年月日時　平成30年１月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０５２号
福岡市西区生松台２丁目33番７号
債務者　小島　玉美
１　決定年月日時　平成30年１月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０５４号
福岡市南区桧原５丁目22番１―201号
債務者　上野晋治郎
１　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０９４号
福岡市博多区西春町１丁目１番30号
債務者　迎田　洋子
１　決定年月日時　平成30年１月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０９８号
福岡県筑紫野市桜台１丁目１番６―404号
債務者　中村　美穂
１　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１号
福岡市東区馬出１丁目18番12―103号
債務者　瀧口　克利
１　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１２号
福岡市城南区友泉亭８番８号
債務者　瀬川　　満
１　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１７号
福岡市東区和白東１丁目１番１―1006号
債務者　水守　八重
１　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２２号
福岡市中央区今泉２丁目１番32―1005号
債務者　梅津　重一
１　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４５号
福岡県筑紫野市大字永岡1381番地１　303号
債務者　武富　共子
１　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０２３号
仙台市若林区新寺２丁目２番６―502号
債務者　安藤　由佳
１　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３７７号
茨城県小美玉市羽鳥2352番地77　島田住宅２号棟
債務者　渡部　英作
１　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
水戸地方裁判所